

“手洗い・消毒・換気・3密の回避”が、あなたを、郡山を、日本を、世界を救います。

ふれあいネットワーク
社会福祉法人
郡山市社会福祉協議会

こおりやま社協 ニュース

令和3年
2021
No, 10

農福連携により収穫した枝豆 ワークコスモス



「農福連携」

農福連携とは農業団体と福祉団体が連携して障がい者らの農業分野での就労を支援する取り組みです。近年、農業分野では農業従事者の高齢化や担い手不足が問題となっています。一方、福祉分野では障がい者などの就労機会の拡大と作業工賃の引き上げが課題です。両分野が連携することにより、農業分野では労働力確保と生産力維持、福祉分野では障がい者等の活躍の場の拡大と自立支援が期待されています。令和2年度は、市内の2農業法人・1農家と13福祉施設において、延べ2,158人の農福連携が図られました。◎問い合わせ 郡山市園芸畜産振興課 TEL 024-924-3761

特集 ◇変わりゆく障がい福祉～多様性を認める社会へ～

お知らせ ◇保健・福祉フェスティバル郡山2021

(ファミリーフェスタ)の開催!

◇職員採用試験の実施

募集 ◇郡山市高齢者作品展の作品募集!

◇雪かきボランティア募集

◇いきいきデイクラブ事業の参加者募集

<編集・発行>

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

〒963-8024 郡山市朝日一丁目29番地9号

(郡山市総合福祉センター1階)

TEL 024-932-5311 FAX 024-932-6768



ホームページ



facebook



YouTube



情報掲示板

ボランティアセンター情報

NPO法人子ども緊急サポート郡山

◎団体・活動内容の紹介
当団体は、子育て世代が安心して仕事ができ、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう支援していくことを願って設立した団体です。



#二本松“遊雲の里”にて自然体験

共働きやひとり親、病気の親の子ども、病気の子ども、障がいがある子どもの一時預かり保育、代行受診・付き添い、送迎を行っています。

◎活動日
全日(利用希望日に添えるよう調整いたします。)

◎お知らせ・呼びかけ・PRなど
通常のサポートではお子さんの成長に合わせた支援を行っております。また、子どもの“育ち”には自然体験がとても大切なことなので、年間数回はイベントを企画しています。

子育て応援スタッフの養成講座も実施しております。子育てが一段落した方など空いた時間を活用してご協力いただけませんか? お問い合わせはボランティアセンターまで。TEL 024-924-2968

「いきいきデイクラブ」に参加しませんか?

おしゃべりしながら
笑って楽しく
一日、過ごしましょう!!



対象者 65歳以上の方
(介護認定などを受けていない方)

利用日 月1回程度(10時～15時)

会場 市内10か所の地域交流センター等

*お住まいの地域とバス運行ルートにより、申請後に決定します。

料金 一回 900円(バス送迎・お弁当・入浴込)

申込・問い合わせ

郡山市 地域包括ケア推進課

TEL 024-924-3561

令和3年度郡山市高齢者作品展開催! 作品を募集します!

恒例の「郡山市高齢者作品展」が令和4年1月にけんしん郡山文化センター(郡山市民文化センター)で開催されます。高齢者の皆様の長年培ってきた技術、知恵、伝承など...

様々な思いが込められた作品が一堂に展示されます。ぜひ、ご来場ください。なお、下記の要領で作品を募集しています。ご応募、お待ちしております。

開催期間 令和4年1月21日(金)～23日(日)
午前9時～午後4時まで

開催場所 けんしん郡山文化センター(郡山市民文化センター)

応募資格 市内にお住いの60歳以上の方
書・絵画、手芸、陶芸、彫刻、竹木工芸、わら工芸、菓子工芸、写真(四ツ切以上、組写真はキャビネ版4枚まで)
※生花、盆栽、他の作品展等(地区の作品展・文化祭は含まない)に出品し、賞を受賞した作品は除く。

※原則として、出品はお一人様1点となります。
応募方法: 郡山地区(富田町・大槻町を含む)の方は、1月18日(火)の午後1時～午後4時の間に、けんしん郡山文化センター1階展示室まで、直接、作品をお持ちください。

また、郡山地区以外のお住まいの方は管轄の行政センターへご相談ください。(作品受付期間12月20日(月)～24日(金)まで)
問い合わせ 高齢者作品展実行委員会事務局 TEL 024-932-5311

雪かきボランティア登録者、募集中!!

当協議会では雪かきボランティア活動に協力をしてくださる方を募集しています。みなさんのご協力をお願いします!

募集期間 令和3年11月1日～令和4年1月31日まで

募集対象 高校生以上で「雪かき」ができる方

※企業・団体・学校等、グループでのお申し込み、大歓迎!
作業内容 高齢者宅の玄関付近など日常生活に支障を来す範囲の雪かき
※ただし、屋根の雪下ろしは除く。

活動期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日を予定しています。
(活動日については、別途連絡いたします。)

※なお、郡山市内の高齢者世帯や障がいのある方の世帯等で、雪かきをすることが困難な方のご相談も承っておりますのでお問い合わせください。

問い合わせ ボランティアセンター TEL:024-924-2968

保健・福祉フェスティバル郡山2021(ファミリーフェスタ)開催!

例年、子どもから高齢者まで、楽しいイベントや各種の体験コーナー通じ、福祉・介護・健康に関する情報を集め、情報発信し、いつまでも安心、安全、そして健やかに暮らせる地域づくりを目指しビッグパレットふくしまにて開催してきました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、オンライン配信による開催となります。詳細につきましては、当協議会ホームページをご覧ください。(動画については、12月13日から配信予定)

問い合わせ 保健・福祉フェスティバル郡山2021実行委員会事務局 TEL 024-932-5311

令和4年4月1日採用予定の郡山市社会福祉協議会正規職員を募集します

受験案内配布・申込受付

令和3年10月18日(月)～令和3年11月22日(月)消印有効

当協議会のホームページに掲載

第一次試験

令和3年12月4日(土) 詳細は受験案内をご覧ください。

問い合わせ

郡山市社会福祉協議会 管理課 TEL 024-932-5311



【問い合わせ先】郡山市社会福祉協議会

各種事業に関すること TEL 024-932-5311

FAX 024-932-6768

ホームページ

http://www.koriyama-shakyo.jp/

こおりやま 社協

検索

ボランティアセンター

TEL 024-924-2968

ホームヘルプサービスセンター

TEL 024-924-2960

指定居宅介護支援事業所

TEL 024-924-2961

指定特定・障害児相談支援事業所

TEL 024-983-8311

障がい者相談支援事業所

TEL 024-953-8337

避難者生活支援相談室

TEL 024-953-8337

郡山市障がい者基幹相談支援センター

TEL 024-983-3044

郡山市障害者虐待防止センター

TEL 024-921-8341

訪問マッサージの

フレアス郡山

無料体験受付中

通話無料 0800-808-8778

変わりゆく 障がい福祉 多様性を認める社会へ

コロナ禍の中、無事に閉幕した東京オリンピック・パラリンピック。その理念として掲げられたのが「多様性と調和」だったことは意外と知られておりません。近年、国や文化、性別、障がいを越えた生き方や、そのことを認め合う社会の実現が国内でも話題になってきました。わが街、郡山もこれからスタートです。みんなちがってみんないい！それでいい！

LOVE YOURSELF 昨日の私・今日の私・明日の私 私は自分自身を愛する...

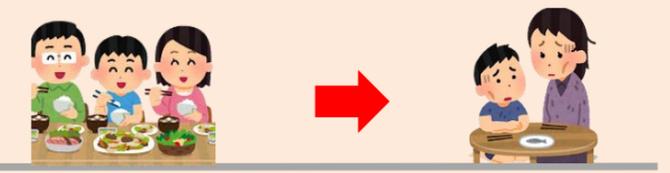


成長、発達に凸凹があってもその子の強みを生かす療育訓練。障がいの有無に関わらず、誰もが分かりやすい方法で「できた、わかった」を応援しています。



重度の障がいがあっても楽しめるスポーツ、ボッチャは今夏のパラリンピックでも大きな話題に!!障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に楽しめるスポーツです。

障がいがあっても 住みなれた街で暮らし続けたい “あたりまえ”を応援 地域生活 支援拠点 “よもやよもやは突然に”



養護者の死亡などにより、突然、障がい者の自立が求められる場合もあります。地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた、障がい者の生活を地域全体で支える体制のことで、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの五つを居住支援のための五本の柱としています。郡山市ではこの機能の運営を社会福祉法人安積愛育園に業務委託しており、今年10月には同法人が開設した地域支援センターアルペロベッコ内に相談に応じて対応するコーディネートスタッフが配置されました。

地域生活支援拠点をより詳しく説明した動画 (Youtube) があります!!詳しくは下のQRコードから



障害者虐待防止センターについて

障がいのある人の権利を守る「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日から施行されました。虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人は、市町村への通報が義務付けられました。

センターの役割

障害者虐待防止センターは郡山市より社会福祉協議会が受託し、同協議会内に設置しています。センターでは障がい者の虐待にかかわる通報や届出などを受け付け、障がい者の安全を確認し、虐待の事実確認や障がい者の保護、養護者への支援など必要な対応を行っています。

支援の内容

障がい者への虐待は障がい者に対する重大な権利侵害です。特に家庭内において、養護者本人には虐待をしているという認識がない場合や、虐待を受けている障がい者自身も被害を認識できず、被害を訴えられない場合もあります。問題が深刻化する前に、いち早く発見し、障がい者や養護者に対して支援を行っていくことが大切です。

家族など(養護者)による虐待の場合、養護者を「加害者」扱いするだけではなく、「介護疲れ」「知識の不足」などが背景にあつて、養護者自身が問題を抱えている場合も多くあります。養護者から相談を受け、支援を行うことで、虐待を予防することに繋がります。

居住支援のための五本の柱

①相談

緊急事態を未然に防ぐためには平時からの備えが大切です。コーディネーターがご本人やご家族から状況を伺い、有事の際の支援計画を作成します。

②緊急時の受け入れ、対応

何らかのご事情で突如、衣・食・住が保てなくなってしまう場合に、当座をしのぐ対応とその後の生活について、関係機関の協力を仰ぎながらご本人と協議します。

③体験の機会の提供

親亡き後を見据えた生活等を体験する機会を設け、イメージが持てるようお手伝いします。

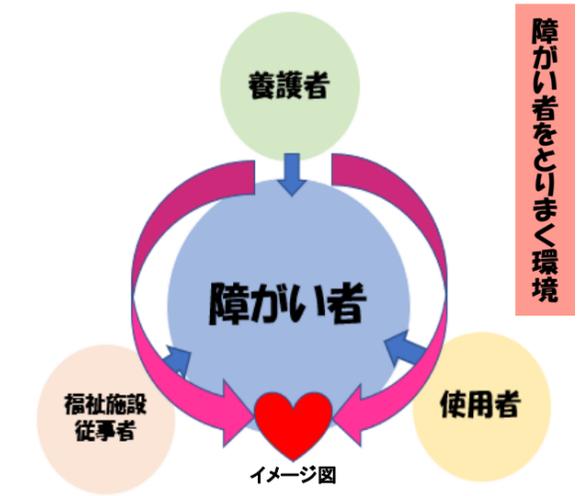
④専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な方なども含め、様々な障がい状況にも対応できる人材の確保や、養成を行うべく、関係機関との連携を強化しながら各種研修会を実施しています。

⑤地域の体制づくり

民生委員・児童委員の皆さんや高齢者あんしんセンターなど、地域に根ざした活動をしている方々と協力体制を築いています。

コーディネーター 渡邊氏からひと言
ご相談は無料で秘密は厳守いたします。随時ご相談をお待ちしております。



家庭

- 養護者による虐待
- 障がいのある人の生活の世話や金銭の管理をしている家族、同居する人による虐待

施設

- 障がい者福祉施設従事者等による虐待

職場

- 使用者による虐待
- 障がいのある人を雇用している事業主などによる虐待

また、家庭以外でも、虐待が起きる場合もあります。

安心して暮らせる社会づくりや早めの対応・支援が、虐待されている障がい者だけではなく、家族等が抱える問題の解決にもつながります。あなたのご協力をお願いします。(秘密は厳守されます)



閑静な住宅街にそびえるアルペロベッコ(※宿泊体験や緊急時の受け入れを行います)

宿泊体験や緊急時は個室でゆとりおやすみいただけます。

お問い合わせ先・相談先
地域支援センターアルペロベッコ
住所：郡山市安積町笹川字関谷田3-6
担当：渡邊(コーディネーター)
TEL：070-1471-4237

※ご本人、ご家族以外でも、ご近所や障がい者支援センターなどからあるけどどこに話したら良いかわからないなどの情報もぜひお寄せください。

新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付について

郡山市社会福祉協議会では新型コロナウイルスの影響による収入減少に対応するため、生活福祉資金(緊急小口資金および総合支援資金)特例貸付を行っています。

- 1.受付期間**
令和3年11月末日まで
- 2.受付時間**
午前9時～午後4時30分(土日祝日を除く)
- 3.受付場所**
郡山市総合福祉センター 1階
(郡山市朝日一丁目29番9号)
- 4.必要書類**
 - ①身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
 - ②世帯全員分の住民票(※発行後3ヶ月以内)
 - ③印鑑(実印でなくても構いません)
 - ④申込者の預金通帳又はキャッシュカード
 - ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により失業、または著しく収入が減少したことが確認できる書類
- 5.対象者**

【緊急小口資金】
新型コロナウイルスの影響を受け、収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付金を必要とする世帯
貸付上限額：1世帯 20万円以内(無利子)

【総合支援資金】
新型コロナウイルスの影響を受け失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
貸付上限額：単身世帯 月額15万円以内(無利子)
二人以上の世帯 月額20万円以内(無利子)

貸付期間：3ヵ月間
- 6.お問い合わせ**
郡山市社会福祉協議会 TEL 024-932-5311
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
TEL 0120-46-1999



郡山市障害者虐待防止センター
TEL・FAX 024-921-8341

<虐待の分類>

身体的虐待	殴る、蹴る、熱湯をかける、無理やり食べさせる、必要性や本人の同意なく部屋に閉じ込める
性的虐待	性的暴力、性的行為の強要、ポルノ雑誌、映像を無理やり見せる、障がい者を裸にさせる
心理的虐待	侮辱する言葉を浴びさせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめるような差別的扱いをする
放棄・放任(ネグレクト)	食事を与えない、必要な治療や衛生管理(通院、着替え、入浴、掃除など)を怠る、必要な福祉サービスを受けさせない
経済的虐待	本人の金銭を遣い込む、障害基礎年金を渡さない